

## 歯科点数表の初診料の注1に係る掲示事項

当院では、歯科外来診療における院内感染防止対策につき下記の事項を行っています。

(1) 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者様ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じています。

(2) 感染症患者に対する歯科診療を円滑に実施する体制を確保しています。

(3) 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師を1名以上配置しています。

(4) 職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策及び新興感染症に対する対策等の院内研修等を実施しています。

2024年4月